

桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

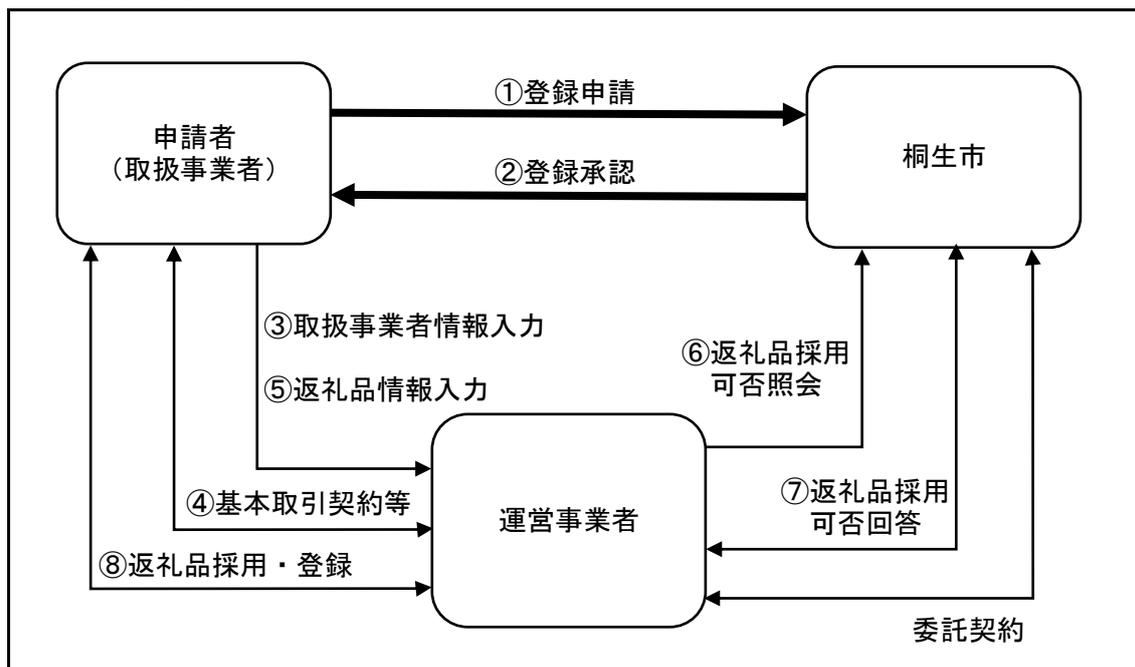
1 目的

ふるさと納税制度により桐生市（以下、「本市」という。）へ寄附した市外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービスを贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化を図るため、返礼品を取り扱う事業者（以下、「取扱事業者」という。）を募集します。

なお、取扱事業者には、以下の特典があります。

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトや本市が作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名等が掲載され、商品や事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、送料に影響しない範囲で、商品のチラシ等（返礼品の価格が記載されたものを除く）を同梱できます。

2 手続の概要



※「運営事業者」とは、本市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者を指します。

※この要項では、主に上図の①及び②の手続に関することを定めています。

3 取扱事業者の要件

次の要件全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が取扱事業者として適当でないとした場合は、この限りではありません。

- (1) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 原則、市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがある法人、団体又は個人事業者であること。
- (3) 市税及び延滞金の滞納、市税の未申告等がないこと。
- (4) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした法人等であること。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。また、それらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 電子メールの送受信やウェブサイトへのアクセスが可能な環境を有していること。

4 返礼品の要件

- (1) 次の要件全てに適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。
 - ①市内で生産、製造、加工されている商品、または市内で提供される体験等のサービスを原則とし、本市の魅力を発信し、地域経済の活性化につながる要素をもつこと。
 - ②品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内に安定供給が見込めること。
 - ③飲食物の場合は、寄附者へ到達後に適切な賞味期限が保証されるものであること。
 - ④宿泊、食事、体験、代行等のサービスを提供する場合は、利用券（原則、有効期限が発行日から1年間以上）を発行すること。
 - ⑤運営事業者において、取扱いができること。
- (2) (1)によらず、市長が特に認めたものについては、返礼品として認める場合があります。

6 取扱事業者登録申請及び承認

- (1) 登録申請は令和2年7月1日から随時受け付けます。取扱事業者への登録を希望する事業者は、桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書（様式第1号）を市長あてに提出して下さい。
- (2) 登録の承認は、桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録申請書の内容を総合的に判断して決定します。その結果を、桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録承認通知書（様式第2号）又は桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者登録不承認通知書（様式第3号）により、申請者へ通知します。
- (3) 登録が承認された事業者は、運営事業者の案内に従い、取扱事業者及び返礼品の登録に必要な手続等を行ってください。

8 留意事項

- (1) 返礼品の登録は、1事業者10品（サイズ違い・色柄違い等は、別の品としてカウントします）を上限とします。
- (2) 最終的な返礼品の決定は、本市が行います。
- (3) 返礼品は、寄附者から選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じて取扱事業者へ返礼品見本の提供をお願いする場合があります。
- (5) 返礼品の変更や取り扱いを中止する場合は、事前に運営事業者へ連絡してください。
- (6) 返礼品に係る事故、トラブル、苦情等に対して、取扱事業者の責任において真摯に対応し、処理するものとします。その内容について、市及び運営事業者へ必ず報告してください。品質等の保証や、クレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。
- (7) 国のふるさと納税の制度上、桐生市民には返礼品の送付はできません。
- (8) 返礼品の提供にあたり、個人情報を扱う場合は、関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。
- (9) 国のふるさと納税制度に変更が生じた場合など、本要項に定める要件等を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 本要項の要件に該当しなくなったと認めた場合や、本市のイメージを損なう事態を招いた場合には、取扱事業者の登録を取り消すことがあります。

【申請・問い合わせ先】

桐生市共創企画部企画課企画戦略担当
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
電話：0277-46-1111 内線 524
ファクシミリ：0277-43-1001
E-mail：kikaku@city.kiryu.lg.jp